

第5回新宿区教育環境検討協議会議事要旨

【日時】平成23年11月21日（月） 14:00～16:30

【場所】本庁舎6階 第2委員会室

【出席委員】菅野静二副会長、中村廣子委員、田谷節子委員、人見晃委員
石澤ひとみ委員、内藤正子委員、八田瑞穂委員、中込友則委員
永山泰雄委員、蒔田教育次長
(2名欠席)

【事務局】教育調整課長、学校運営課長、子ども家庭課長（欠席）、教育指導課長
学校適正配置等担当副参事、教育支援課長、地域調整課長（欠席）
担当主査2名、担当主事

【傍聴者】 5名

事務局 それでははじめに私から発言させていただきます。本日会長は所用のため欠席です。したがって、本日の進行は副会長にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

～委員同意～

事務局 それでは副会長に進行をお願いしたいと思います。

副会長 改めましてこんにちは。欠席者はおりますが定数に達しておりますので第5回新宿区教育環境検討協議会を開催させていただきます。大分いろんな意見が出されてきていますので、今日は諮問事項についてある程度方向性が出ればよいかなと考えています。ぜひどんどんご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。それでは本日の進め方、配付資料について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは開催通知とともに事前にお示ししている資料についてご説明します。1ページと2ページ目をご覧ください。1、2ページは「各制度等におけるこれまでの考え方と方向性について」ということで、A4の横になっています。内容は真ん中に「第4回協議会の方向性」とありますが、ここに記述のある項目については概ね前回の協議会で方向性が出たものということです。それに対して、前回の協議会で方向性が出なかったものについては空欄になっています。したがって、今日この空欄が埋まれば基本的な方向性の骨子のようなものが固まるのではないかとということで、ぜひ埋めていただく方向で特に中学校の議論、意見集約をお願いしたいと思います。

次に3ページから12ページまでです。第1回と第2回を中心に会長の提案もあり各制度の法的根拠、新宿区における制度の経緯などについて資料を基に共通理解を図ってきました。また、3回目と4回目を中心に委員の皆様から各制度に関する課題などを挙げていただきました。こういったものを整理しまとめたものが3ページから12ページです。1月までに中間のまとめをお願いしていますが、そのたたき台

とご理解いただければと思います。今日ご議論いただく内容を併せますと中間のまとめの構成要素になっていくということです。

次に13ページ、14ページをお開きください。前回小学校のほうの学校選択資料を配付しましたが、中学校のほうが出揃いましたのでお付けしています。次に15、16ページですが、「新宿区立学校危機管理マニュアルの改訂について」という文章を情報提供で載せております。3.11の東日本大震災を踏まえ、地震編について改訂をしたものです。具体的には16ページ上の(3)をご覧いただければと思うのですが、「児童・生徒の下校方法の統一化」ということですのでご存知の方も多いと思いますが確認させていただきます。「子どもの下校については、東日本大震災時の帰宅困難者の現状などを踏まえ、新宿区内で震度5弱以上の地震が発生したとき、又は東海地震注意情報が発表されたとき、又は東海地震注意情報が発表されたときなどは、幼稚園・小学校・中学校の全ての子どもは原則学校に留め置き、保護者の引き取りによる下校とし、保護者が引き取りに来るまでは、引き続き学校に留め置き保護すること」ということで、大事な情報かなということを出させていただきました。

次に17ページは新宿区における今までの統合の合意形成を図る段取りの時系列の標準的なものをお付けしています。あとでご説明します。以上が事前配付資料です。落丁等ございませんか。なければ今日机上配付させていただいた学校選択制度に関する保護者アンケートに関する集計結果ですが、小学校と中学校があります。こちらは毎年やっているアンケートで、この中で最後のページ、過去7年間の集計結果が出ているQ5というところがあります。「一斉学校公開の際、区内の学校を見学しましたか？(複数回答可)」というところです。この中で5項目ありますが、「見学はしなかった」という項目、小学校でいえば平成16年度が40%、これが23年度になると21%、中学校は16年度の53%が23年度は43%ということで、少しずつではありますが学校を見学されるという流れができつつあることがお分かりいただけるかと。あと、かなり詳細にありますので説明は省略させていただきます。

それでは事前配付資料の1ページ目にお戻りいただけますか。「各制度等におけるこれまでの考え方と方向性について」ということで、今日の議事については小学校ごと中学校ごとに分けて議論を行い、また小学校でも選択制とそれ以外で分けて論点整理をさせていただきます。この資料に即して簡単に説明させていただくと、まず小学校の学校選択制、現状ではこのような形で隣接区域選択制と。学校ごとに受入可能数を設定していて、受け入れをしない学校は現在ありません。第4回協議会での方向性は、「学校選択制度そのものは存続すべき」という前提の中で、「キャップ制」、具体的には「学区域の子どもだけで3学級編成になるぐらいの大きな学校については、選択制上は受け入れしない学校にしたらいかがか」というご意見、逆に「特認校制度は新宿区では難しいのでは」ということで、最後に「学校案内等情報提供の充実を図るべき」というようなご意見だったかと思います。一つ、選択制の

小学校の資料をお出ししてご説明しましたが、40人学級が35人以下学級になりましたので各学校の受け入れ枠が減っております。そういう意味で補欠の方が今回は増えているという変化もあります。そのようなことも踏まえ、この第4回協議会の方向でよいのかどうかをもう一度委員の皆様で確認をお願いできればと思います。

副会長 ありがとうございます。今事務局から説明がありましたが、第4回協議会で意見が出されましたキャップ制等について、意見の確認をさせていただきたいと思います。もちろん新しい意見をおっしゃっていただいても結構です。

(以後副会長による指名で議事進行が行われる)

委員 キャップ制そのものは必要だと思います。ただキャップの方法については詳細な検討が必要だと考えます。

副会長 キャップ制については前回もかなり出ていますので、キャップ制を敷いたことでこういう問題が出てくるというご意見、キャップ制を敷いたときにこういうことに配慮が必要ということがあればお願いします。現場はどうでしょう。

委員 キャップ制の方向そのものはよいと思います。兄弟関係等に関して優先枠があったと思いますが、今補欠が多いという実態が出ています。これからキャップ制を敷いたときに兄弟関係という考え方をどこまで受け入れるのか。私は徐々にそれはなくしてもよいとは思いますが、ある程度の期間を設けることと、事前に周知して今後は兄弟関係になっても優先しませんよというのがあればそれはそれでよいと思うし、周知の仕方は考えていかなければならないと思います。

委員 24年度も心配なところがあるように聞かれましたので、これから入ってくるお子さんから、きちっと兄弟関係がある場合には必ず兄弟関係を優先でとれるということではなくて、それがかなわないということを明記したほうがよいのではないかと思います。キャップをかけるとそういう学校が出てくると思いますので。今までがよくて、それをそのままにしているとそれがずっと尾を引いてしまって、兄弟関係がいらっしゃる方は自分のお子さんがお兄ちゃんお姉ちゃんが行っている学校に行けない場合いろいろな心配をなさると思いますので、最初から明記しておいたほうがよろしいのではないのでしょうか。

次長 今お二方から意見がありましたが、今まで選択制度といっても実質抽選はほとんどありませんでした。その中で、上の子を入れれば自動的に下の子も入れるはずという期待が大きかったわけです。ところが35人以下学級や教室数の不足の話が出てきて、今年度もそうでしたし昨年度の四谷小もそうだったのですが、実質的なキャップを敷いているわけです。それが例外というわけではなくて、これからかなり多く出てくるだろうということで、保護者の方が従来どおり上の子を入れれば下の子も当然入れるはずだと間違った期待を持たれないように十分周知し、経過措置を考えることが必要かなと考えております。

委員 ご説明を聞いてそういう方向性があることを初めて知ったのですが、保護者から

すると大事な兄弟関係があるので一緒に小学校にしたいという気持ちもありますが、もしそういう方向性であれば、そういう形とどうしてかということをはかりにくい専門用語を使わず、分かりやすく重々説明していただければよいのではないのでしょうか。ただ、希望は一緒にという方がもちろん多いと思います。

委員 やはり兄弟関係で入れたいと思うのですが、冊子の「選択を希望するにあたって重々気をつけていただきたいこと」の中にでも、兄弟関係というのは強調していただく必要があるのかなと。実際人数枠が狭く仕方がない、この子はよいけれどこの兄弟は駄目、こちらの学校はよいけれどあちらの学校は駄目というやはり不平等が出てくるというのが教育委員会の立場でしょうから、基本的なところでは事前予告ということで周知徹底していただいて、やっていくしかないのでは。一介の保護者としては、実質学校の中に余力がある部屋がないのであれば仕方がない部分と考えるしかないのかなと。選択制をするにあたって安直に考えるのではなく、兄弟がいるのであれば先にそれを見据えた上で、ということは強調していただく必要があるのではないかと思います。

副会長 一定の移行措置は必要なのかなと思いつつ、実際には移行措置といっても一年生が入って6年間ということを見るとどこかできちっと周知しなければいけないということになると思うのですが事務局何かありますか。

事務局 この会議は基本的なあり方をご議論いただくということで、今片方では経過措置、片方では兄弟姉妹とはいえ、必ずしも入れないというふうに変っていくと。それ自体はやむをえないという話と、周知という話がありましたので、その辺を中間のまとめ等でどう落とししていけばよいかというふうを考えつつ、おっしゃった趣旨については理解できると考えています。

副会長 まだそのことについて意見がある方は。

委員 大丈夫です。

委員 基本的に賛成です。

副会長 それでは、学校選択制度については存続させると。どういうキャップをするかについては今後検討してさらに詰めていくことが必要ですが、その際に兄弟関係については優先されるものではないと。最後に委員がおっしゃっていたように、選択はそこまで考えた上です必要があると周知されるような、専門用語ではなく若いお母さんたちがこういうようなことだと分かるような形で周知していくことが教育委員会として必要であるということによろしいでしょうか。

委員 一つ確認です。今回や前回、選択制の中にはそういう兄弟関係については優遇されるということや、それはありえないというようなことは、難しくても、表現として入っていましたか。

事務局 書いています。学校案内、小学校でいえば5ページ、(10)④抽選の手順というところに、「現在兄弟が5年生までに在学していて、平成24年度以降一緒に通学を希

望する方から優先して抽選を行います」とあります。抽選があった場合に優先されるということです。抽選がなければ当然入れるわけですから。従来からこういう表現です。

委員 この表記でいけば、選択制で来ている子たちが兄弟で入れることまで保証されていたということですか。違う学区にいて、許されて隣のエリアまで来ていましたと。その人の兄弟関係もこの文章でいけば保障されていたと。

事務局 抽選の場合です。抽選の優先順位が高いというだけで、抽選で下のほうであれば入れない場合ももちろんあります。

委員 実際今年は人数が35人制なので減ったところもあるわけです。すると、今までは余裕で入れたぎりぎりのところにいた学校でも、今年から狭くなってしまって、去年までは選択制で受け入れられていたけれども、実質よそから来た人が兄弟も入れると思っていたということはあるわけですね。

事務局 そうなんです。制度上は、兄弟姉妹は入れますという表現ではないものの、今までは教室も結構余っていて子どもが少なく40人学級だったということで、実質入れることが期待できたわけです。それが24年度からはなかなかそういうふうになくなっていくでしょうということで、今の認識では35人以下学級になっただけで結構変わっていきます。今度は子どもが増えていきますから、さらにそういう傾向は増えていくでしょう。そう考えると、兄弟姉妹は優先枠があっても、入れる確率の保証は相対的に下がっていくだろうと認識しています。

委員 例えば今、エリアの子すら抽選になっているエリアがあって、抽選になるとき兄弟関係がある方は同じ扱いになるのですか。

事務局 例えば希望者が少なければ、枠が10人で5人が選択希望したら5人とも無条件で入れます。ところが、枠が10人で希望が例えば15人あったと。そうすると、その中で兄弟がいたら兄弟の人から優先的に入れます。理屈の上では、兄弟姉妹が10人までだったら全員入れるわけです。ところが兄弟姉妹がいない残りの5人は入れないわけです。兄弟姉妹が5人だったら皆入れると。最終的に入れるかどうかはその年度ごとの状況を見ないと断定的なお答えはできないということを前提としつつも、入れない可能性は今までよりも高くなります。

次長 もう一つ難しいのは、小学校も中学校も当面余裕があるなど思っても私立に行ってしまう子がいるので、実は補欠を入れるともう少し人数が増えることです。ところが最近は震災の影響もあって、私立に行く方が減少しています。年度によって学校ごとに相当ぶれがあり、早く知りたいという保護者の方の気持ちはよく分かるのですが、なかなか早めに平気、駄目ということとはご説明できません。

事務局 一つだけ確実に言えるのは、教育委員会は兄弟が通学区域の学校に入ったのであれば、弟妹はどんなことがあっても学区の学校には必ず入れるようにするということです。また、そうしなければいけません。

委員 学区外の兄弟と学区内の兄弟では優先順位が違うということですか。

次長 学区内は選択制ではないので全面的に入れます。例えば新宿西戸山中は今年5クラスです。4クラスの予定で、私立に行くお子さんを除くと多分これぐらい補欠で入れると見ましたが、実際には入るお子さんの数が多すぎて後から実際通学区域の子どもや転校が入ってくるとオーバーしてしまって、1クラス急に増やしました。そういうことも起きてしまいます。よその学区の子が増えたからクラスを増やすということはありませんが、実際4クラスと規定していても、マンションができたりして通学区域の子が急に増えた場合はクラスを増やすしかありません。

副会長 選択制ですので、学区外からの選択ということになります。学区外から選択した兄弟が在学している学校については、その兄弟は余裕がある場合優先されるということが今までは明記されていたわけです。しかしキャップ制を敷くと徐々に兄弟関係でも入れない形になることを周知する必要があるのが一点です。また、今年度まではそういう周知で兄弟関係、下の子もいるから上の子をこの学校に入れておきましょうという形で入れている保護者もいるわけです。その下の子についてはある程度移行措置として、6年の範囲の中で考えざるを得ないということによろしいですか。

事務局 今副会長がおっしゃったのは24年度新入学の子どもに関してですか。

副会長 今年度入った子どもに関してです。24年度からに関しては、一定の方向を出して明記したほうがよいと私は思いますので、ここでみなさんの合意が取れば。

委員 もう24年度ですよ。募集が終わっているわけですし。

事務局 枠は35人以下学級だから減っているということは周知しています。ただ、具体的に兄弟姉妹をどうするかということまでは、学校案内には少なくとも書いていけませんので。そういう意味では今まで通り兄弟姉妹を優先していくという考え方は変わりません。変わらないのですが枠が減っていますので、今後の話ということ。

委員 ここまでの議論は下の子の身分を守るという見方からきているわけですが、先ほど事務局がおっしゃったように枠が10人あってお兄ちゃんお姉ちゃんが行っているのが分かっている、当然下の子も入れるだろうとして、お兄ちゃんお姉ちゃんが行っている子が20人いた場合、兄弟枠があると長男はもう諦めるわけですよ。兄弟枠でいっぱい、いわゆる一人っ子は兄弟だけで埋め尽くされてしまうという結果になるというところで、権利を確保しなければならないという部分が最終的にはあると思います。したがって、兄弟枠は最終的には撤廃でよいのかなと。ただ、それを6年間我慢するのかという移行措置の問題があります。そうすると、再来年の一人っ子は我慢するしかないわけです。その辺の移行措置の方法が一番重要ではないかと考えます。

事務局 こちらの議論の中で、今移行措置の重要性と兄弟優先を現在は受け継ぐとしても将来はどうするかという話などさまざまあり、そうした大枠の考え方を今の議論の

中でとりまとめることは可能かと思いますので、そんなふうに整理ができればなど感じました。

副会長 今回の議論は納得できましたか。

～委員同意～

副会長 では、事務局のほうで今の議論を基にして、次回兄弟関係等についてはこの方向でということでもとめていただいてよろしいでしょうか。それ以外に学校選択制について何かありますか。

それでは1ページ目の学校選択制、制度そのものは存続していきましょう、ただし35人以下学級を考えた上でキャップ制が敷かれることとなります。3学級の学校は受け入れしない方向性が出されてくるということで、特認校については新宿区では特に設けないと。それから、学校案内等の情報提供の充実を図るということで、学校選択制については協議会としてこんな方向でまとめたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 確認ですが、いわゆるキャップの方法ということで、選択できる範囲等の見直しは行わないということでもよろしいですか。私は、エリアで早稲田小のようにど真ん中であって7校から選ばれるところ、落六小のように端で一校からしか選ばれないところの格差があるということだと思います。また、このアンケート結果を見ると通学路の安全性が1位になっていますから、自宅から学区域の学校の前を通り過ぎてよそへ行くのは安全性ということではなくなるわけです。その辺でキャップの必要性があるかないかです。Aという学校を選べるのは例えば住所地で何丁目までとか、エリア上でのキャップは検討するのでしょうか。

副会長 前回まではキャップ制についてはある程度数でのキャップという方向性が出されていましたが、今委員からエリアについてもキャップをかける必要があるのではという意見がありました。このことについてはいかがでしょうか。今までは隣接区域選択制というのを新宿区では敷いていますので、真ん中にある学校は回り全部隣接区域で端にある学校は隣接区域が非常に限られています。それが児童数の差になっていると考えられないこともないかと思うのですが、このことについて何かご意見ありますか。

委員 隣接区域で隣の学校にしか行けないということはあるのですが、いろんなところから来ることができるのはいろんなところに逃げてしまう可能性があるわけで、地勢的な問題が本校の場合ありますが、いたしかたないのかなと。落三を飛び越えて落一から行ったり来たりするのは安全上の問題があるので。私としてはいろんなところから来てほしいという気持ちはありますが、安全上のことなどで仕方ないという気持ちはあります。選択制を形式として残すのであれば、新宿区は地域協働学校を謳っていますので、そのあたりの整合性というか、安全上の問題、また学校が防災の拠点というのは大事だと思っています。その中で、本校の学区域に住みながら

他の学校に行っている子がいざうちの学校に来たら駄目とは言えないわけで、その辺の地域性、安全上の問題、防災の拠点の問題、地域協働学校等。それと選択制の整合性をきちっと謳っていかなければいけないのではという思いはありました。

副会長 そのあたりも、選択制で保護者に周知していくときに考える必要がある内容だと思います。今委員がおっしゃっているのは、真ん中にあり7地区から選ばれる学校に関して、7地区というのを制限することはできないかということ、端のほうの学校がどこからでも選べるようにするというのではなくて、端の学校は隣接区域が1校あるいは2校しかないので、選択できる学区を1ないし2、あるいは数は3ぐらいに留めるというキャップのはめかたができないかというご意見ですよね。今は隣接区域ということで、少しでも隣接していれば全て可能という形をとっているわけですが。

委員 そもそもなぜ隣接をよしとしたかということに近いから、安全だからという根拠かと思います。そうであればそれをもっと深めていって、例えば大きな幹線道路あるいは鉄道をまたいでも単純に隣であれば行ってよいというようになっているわけですが、安全性ということと、しっかりしたキャップを被せるという意味で、そういう議論もあってよいのかなと。したがって、例えば落合第六小は隣の落合第三小にキャップが被さる可能性があるわけですから、落合第三小の通学区域の子どもがどうしても落合第三小が嫌である場合、落合第一小・落合第五小に行くよりも、落合第一小が行けなくなるのであれば、結果としてそういう可能性は望めるのではないかなと。

副会長 いま議論になっているのは、隣接区域選択制ではなくて、指定区域選択制という形になるわけです。そういう方法でのキャップ制が考えられないかということですが、そのことについてのご意見をいただけますか。

委員 やはり安全上の問題を考えると、ある意味そういう案が出てきても当然だなという気がします。それから、やはり一番遠くの学区から自分の学校まで通うような子がいるのが現状だと思うのですが、先ほどお話がありました地域性だとか、地域協働学校といったものを考えていくと、今のようない案も有効かなと感じます。

副会長 中学校はあとで中学校として考えなければいけないのですが、考え方についてはいかがでしょう。

委員 話を伺って、小学校の区域を取り払って新しい区域を設定する形になるのは理解できるのかと思いました。保護者への徹底というのが一つ難しいところになると思います。小学校の学区で分けてしまっていて隣接区域が今まで全て明確になっているわけですから、改めてそこで区域を設定することになると、移行期間や周知徹底するまでの時間は配慮する必要があるのではないかと思います。

委員 お伺いしたいのですが、7校か何かから選択できる学校は、キャップをかけることであまり周りの学校から入ってこないようになるのではないのでしょうか。そうす

ると、あまり指定をしてしまわなくてもよいのではないかなど。交通の安全面、災害時の安全面などを周知したり案内を書くなどして、子ども達が歩いて通える範囲、何キロ以内等にすれば大本のキャップである程度人数が抑えられるのではないかと感じたのですか。そんなところで間に合いませんでしょうか。

次長 先ほど具体的に出た早稲田小でいえば、すでに3学級で多すぎるのでキャップということが出ています。そこについてはあまり必要ないです。他にそういう学校がいくつあるかというあまりないような気がします。もう一つ、決め方自体はシンプルにしたほうがよいのかなど。相当複雑になると思いますので。もし周りに5つ6つ学校があつて、この学校とこの学校は駄目ということになると、その辺で公平性というか議論が百出してしまうのではないのでしょうか。そういう難しさがある気がします。

副会長 今話題の何キロ圏内という発想も出てこなくはないのですが、今また次長からもありましたように非常に複雑になってくると、公平性を考えるとそういうリスクがあると。今東日本大震災の中で子どもを守るという視点からすると、極端に遠くの学校を選択して行くということはリスクを伴うのだということも一緒に周知案内していくことが必要かなということで、制度的には隣接区域選択制ということで残していつてはどうかという意見が若干多いような気がしますが。

委員 確かに実際やるとなると大変です。地図で見ると実は高低差があつて、落合の中はすごい坂があるわけです。そこまで紐解くとそれはすごいことになると思います。その他に出張所単位で切ってみると、出張所がまたがっている学校が多分いっぱいあつて、調べた中でおそらく2つか3つは出張所が分かれています。それも一つの方法かなと思います。なぜそういうことをご提案させていただいたかということ、要は二極化の解消です。それがなければ従来通りでよかつたと思うのですが。今キャップというのは、結局兄弟枠がやがてなくなりますということだけですか。

委員 人数が制限されるということです。

委員 それは結局兄弟枠の優先順位がなくても、例えばAというところに行きたい人を行けなくする、要は抽選に持ち込む、ということですか。受け入れの人数が減ってくるということは、落とすところとしては、駄目よと弾き返して子どもが自分のところに行くようにするということですか。

委員 募集人員もキャップをかけることで変わってくるわけですか。

副会長 そうです。選択できる数が変わってきます。

委員 よそからの受け入れ人数が減ってきて行くということで抽選になってしまつて、兄弟枠のメリットもやがてなくなつて、仕方がないから自分のところに戻りなさいという構図ですか。

委員 出張所単位にするということは、選択するお子さんだけ出張所単位にするのですか。というのは、現在は出張所単位で学区になっていません。そうすると、通学区

域を変えなくてはならないということになってしまうと思います。通学区域をいじらないということになれば、そこで制限するのは無理ではないでしょうか。

副会長 今通学区域の話も出てきましたが、通学区域については触れないということで前回回していましたが、このことについてはよろしいですか。

それでは、選択できる地域の制限が具体的に可能かどうかというのは次回でも構いませんので、情報をいただくことはできますか。

事務局 私からどちらとは言えないのですが、今までの議論では江戸川区の小学校が資料にあるように自由選択制です。隣接区域ではなく、概ね1.2キロ程度の徒歩圏内です。そうすると、委員がおっしゃるように学区が隣接しているかよりも距離を優先しているが、自由選択になっているという制度をやっているところは他にあるといえはあります。事務レベルでは、1.2というのは大変というのは聞いております。一方で距離的にいけばそういった整合性は取れるのかなとは思いますが、いずれにせよ踏み込むのであれば抜本的な見直しになりますので、できれば他の委員の皆様を含めて慎重に議論し、いろいろな議論を積み上げていただければありがたいです。

委員 お話を聞いていて、なるほどと思うエリアもありました。現場の先生が大変になるならやめたほうがよく、現場の先生が楽になる組み合わせができるようであればありかなと思います。例えば端で江戸川小・津久戸小・市谷小・愛日小と4つくっついていて、市谷小と津久戸小は接点が少しだけです。例えばこの接点の部分はずしたとすると、江戸川小・津久戸小・愛日小と学校の先生の管理の距離が短くなるのかなと。全部のエリアになると先生の管理が横に長くなるなど、複雑になります。学校自体の管理範囲が広大になると大変だというのは感じているので、ちょっとだけのところは何ヵ所かありますし、そういうところの切り離しは検討の余地はあるのかなと。

どこからでも来られるイコールどこまでも管理しなきゃいけないというのが学校です。子どもが来るとその町会長さんと呼ばなければいけなかったり、入学式卒業式いろいろなことでそれぞれの町会との絡みも出てくるので、多少なりとも理由がつけられそうなどころがあるのであれば検討してもよいと感じました。

副会長 そういうご意見ですが、やるとなるとそれが納得できるような理由で保護者に説明していく必要があると思います。この地域はこういう理由でということが必要になってきますので、その共通した必然性が必要ということになります。少しこれは検討させていただくということでもよろしいでしょうか。早急に結論が出ることではないと思いますので。

選択制に関しては今、隣接区域選択制について若干ご意見が出されていますが、このことが可能かどうかについては少し検討させていただくということで。制度そのものは存続させるということと、キャップ制を敷いていくということで、現在は

人数的にキャップ制を敷くというまとめの方向性でよろしいでしょうか。

～委員同意～

副会長 それでは事務局で適正規模、適正配置について説明をお願いします。

事務局 それでは再び資料の1ページ目をご覧ください。適正規模、存置の目安、適正配置をセットでご議論をお願いします。適正規模についてはご覧の通り第4回協議会の方向性で、平成4年答申同様1学年2～3学級ということではほぼ意見は一致していたと認識しています。存置の目安、適正配置については今空欄となっております。この辺の位置づけ等について若干説明を兼ねながら論点整理していきたいと思います。

まず存置の目安ですが、そもそも存置の目安とは何かということをもう一度口頭で確認させていただきます。適正規模に満たない、適正規模を下回る学校であっても、いわゆる都心区における小学校、これが地域社会に果たす役割は大きいということから、適正規模を下回っているが存置の目安というものを設定し、その水準までできるだけ学校を維持したいというのが存置の目安の基本的な考え方です。したがってその下の適正配置ですが、逆説的に言えば存置の目安を下回る学校については、適正配置の欄にあるように現行答申では統廃合の対象校というように、いかなれば二者択一的に位置づけられています。まず存置の目安がなぜ150人かということですが、※にあるようにまず20人を単学級であっても人数的には下限とすると。出された意見でもやはり25～30人欲しいという意見はありましたが、この20人はまず、学級を活性化させるであるとか、全部答申に載っていますが個人の尊重と社会性の育成のバランス、あるいはグループ学習の単位、あるいは集団競技、答申にはありませんが何かの競技の際男女で分かれるということもあり、そういうことを考えるとやはり20人が下限ではないかという考え方です。また、40人学級における最小単位というのも実は20人です。そういったこともあり、20人を下限とすることによって現在の答申はなっています。こういったことを踏まえ、この存置の目安という考え方を踏襲するのであれば、この数値的な考え方のままでよいのかどうかわかりません。35人以下学級になりつつある現状はありますが。一方、150人を下回る学校は現状として6校あります。そのため存置の目安、人数はこれでよいのかというのが一番大きな論点になると思います。その上で適正配置、先ほど存置の目安を下回った場合は統廃合の対象校になるとご説明しましたが、右側の欄、二番目の項目に「存置の目安を下回る学校を、単に統廃合の対象校として位置づけるのか、あるいは児童数を増加させていくべき対象に位置づけていくのかなど」と書いていますが、考え方を整理する必要があるのではないかというご意見です。したがって適正配置については存置の目安を下回った場合の位置づけを今までどおりでよいのか、変える必要があるのかご意見をいただければと思います。

副会長 4年度の答申では、25人×6学級で150人程度というのが存置の目安であったと。

存置の目安を下回ると統廃合の対象校になるというこの答申で、かなり動揺されたということが多々あったように思います。もう一つは、現在諮問の中にもありますが、子どもの数の変遷が平成4年度とはかなり違ってきているということも考慮した上で、今まで通りの考え方でよいのかという点でご議論をお願いしたいと思いません。

委員 「20人を下限とし」というところで、今6校が満たない状況だと伺いました。今後5年後児童数が増えるということですが、予想される学区域内の子どもの人数を洗い出し、5年後にはどの位のクラス数が必要なのか知りたいなと思いました。

事務局 大変申し訳ないのですが、今学校ごとのシミュレーションはありません。例えば選択制をどうやるか、学区域をどうやるかというものの中で出てくるかと思うのですが、一つの目安として申し上げられるのは既にお渡しした資料にあるもので、今の人数だと小学校の場合一つの学年で45人平均ぐらいです。それが6年後29年度になると53人ぐらいになるだろうと。全体ではそれぐらい増えるだろうと予測できています。

委員 今お話がありましたが、今現在150人を下回っていたとしても、今後児童数が増加する地域は多いと思います。そういったことも踏まえ適正配置を考えていかなければと思います。ただ、そういうふうを考えていくと今後児童数の増加が見込めない場合は、適正配置を考えていかなければならなくなるのかなと考えます。

委員 子どもの数が四谷でものすごく増えていて今年抽選になるのですが、四谷は今保育園が増えています。新宿区全体で待機児童の解消に取り組んでいることが今の子どもの増加に繋がっていると考えると、新宿区の中に今後どれだけ保育園が増えていくのかというシミュレーションのようなものも必要になってくるかと思います。現状では、12月に四谷第六小の近くで一つ新しいのがオープニングをやりまし、四谷子ども園もありますが、四谷保育園も大きな工事をして子どものキャパが増えたわけです。本当に大勢受け入れるぞと臨んでいた部分が、小学校にしわ寄せが来ている。でも本当であればこれは読めたでしょうということで、今後保育園の配置とか、いろんな部分での子どもの受け入れ体制も、小規模校の近くにあえてつくってみるとか、トータルバランスみたいなものが今後の中では必要になってくるのではないかとすごく今感じています。今幼児教育から手がけているので、本当に小さなお子さんのお母さんたちがどう地域に溶け込んでいくかを考えるのであれば、その地域の中で保育園、幼稚園、小学校、中学校というふうに連携していけるような取り組みをしていってもらえることが、こういう人数の配置のバランスとか、予測みたいな部分にも寄与されてくるのかという部分はものすごく感じているので。今後読めない部分を読んでいただく努力をしていただいて、保育園、幼稚園、子ども園が増えて、27年度までに子ども園が増えて幼稚園がなくなって保育園が増えるという感じですよ。そういう部分での組み合わせもシミュレーションしていただければ

ばと思います。

次長 新宿区では保育園も幼稚園も子ども園に一元化するという方向を出しています。特に第二次実行計画の中で保育園は全部一度に子ども園にします。幼稚園については給食施設をつくらなければならなかったり、0歳児1歳児の部屋が確保できなかったりしますので、一挙に子ども園化はできないのですが。いずれにせよ最終的にはすべて子ども園になるので、最終的な姿を想定しながら子ども園化を進めているわけです。実際に地域ごとに予想して子ども園をつくっていくのは難しいです。適正配置もそうなのですが一応の人口予測はしています。それが正確にできるならば不動産屋が儲かるだろうと思うのですが。なかなか難しく、今後も正確な予測というのはいけないというのがあります。5年後10年後蓋を開けてみると予測と違うということが出てくると思います。

副会長 一方で子どもの数が増えていくのは行政の成果ということも言えるのだろうし、なかなか予測がつかないということも事実だろうと思います。ただ、今後の方向性としてはぜひ行政側としてそういうことも考えていく必要があるという要望があるということをご理解いただければ。

次長 もう一つ。小規模校化したところに保育園をつくって誘導したらというご意見はよい意見だと思うのですが、実際には今子どもが増えてきて、保育園をつくっているが追いつかないという状況で、需要がないところは整理をしなければならないという現状があります。おっしゃっていることとは逆になってしまうのですが、先に人が住んで子どもがどんどん生まれて、それを埋めるために保育園をきちっとつくっていくというのが現状です。誘導できればよいのですがそれで誘導できる実態ではないのかなという気はしています。

副会長 区全体の構想で考えるというのは、この協議会の中で議論する内容としては大きすぎる部分はあるのですが、児童数の変遷、子ども数の変遷を考えるうえで、区の行政の中でそういうことを念頭に置いておいてほしいというのは要望として出しておく必要があるというふうに思います。

元に戻しますが、25人×6学級150人程度が平成4年答申では存置の目安とされていますが、このこと自体は現在の段階では無理があるかなと思うのですが、この数について何かありますか。

委員 私は、この存置の目安は6校が150人以下ということを見ると無理かもしれないのですが、一応目安としてはこれでよいと思います。やはり、子どもたちはある程度の人数の中で豊かに育まれたほうがよいと思っています。少ないながらも学校のよさは出ますが、少人数とある程度の人数がいる学校で育つのでは、子ども達が周りから得るもの、生きる力の育み方が違うのではないかと思うので。存置の目安はこのようにならなくてもよろしいかなと思います。適正配置のところを考えて、やはり子どもが増えている時期なのでこれはよいのですが、少なくなったときに統

廃合も考えなくてはならないのかなと思います。また、老朽化した学校を新しくするときそういうニーズがあるかということで近隣の学校のことも考え、統廃合も考えなければならないのかなと。このまま右肩上がりが増えていけばよいのですが、必ずまた下がってくるということもあるかと思うので、今はしないということになっていますが、ゆくゆくは考えなければならないのかなと思います。存置の目安と適正配置についてはいろいろ考えるべきことはありますが、そうなった場合は統廃合も考えなければならないのではないのでしょうか。

委員 存置の目安の 25 人というのはよいと思うのですが、「150 人程度を存置の目安として統廃合の対象とする」と明確に謳われてしまうと、例えば富久小・天神小がまたひっかかってきます。二つの地域が統廃合しようとしながらできなかったわけですから、その辺に矛盾が生じてくると思います。また、個人的なことを言うと 6 校が 150 人以下ということで本校は 152 人で、今は実際 150 人を下回っています。そうなったときに、そういう文言を謳われてしまうと、統廃合の対象になるということでもますます人数が集まらない傾向が助長されてしまいます。そういう意味で 150 人になったら統廃合の対象になると謳われてしまうとますます困るし、現状としても矛盾があると思います。

次長 言葉の意味合いになるかと思いますが、150 人が存置の目安というのが平成 4 年の答申で言われているわけですが、実際には対象校になったからといって統合に取り組むかという別の話になります。現実問題としては、統合に取り組むときには 100 人を切るぐらいにはなっているのです。だから対象校というのは、教育的にはもう少し集団は多いほうがよいですねという数字と受け止めていただければ。ちょっと少なすぎるね、だけどすぐ統合ということではないね、ということできりぎりまで、100 人を実際に切ったところで統合の話に入るということが実情です。実際に 100 人を切ると学年によっては 10 人前後になってしまうケースが多く出てきてしまいます。すると女の子 3 人男の子 7 人みたいなことになり、相当問題なのかなという気がします。四谷第一小の場合でも確か 5 人という学年があり、花園小でも最後は 7 人という学年がありました。どうしても学年によってばらつきが出ますから、100 人程度だとそういう学校になってきてしまいます。やはり統合というのは一つの学校を閉じるという残念なことではありますが、その辺は一定の決断をしていく必要があるレベルなのかなと思います。

副会長 今委員からも数としては 25 人は残してよいのではということ、ただ先ほど出されたように存置の目安を下回るイコール統廃合の対象校という表記の仕方は混乱を招く原因の一つになりかねないということもあって、統廃合については、その他もろもろの条件も含めて統廃合を考えざるを得ないということが出るにしても、150 人イコール統廃合の対象校という表現の仕方はしないようにできないかということですがいかがでしょう。

委員 あくまでも、理想で目指していますということですよ。そういうふうに捉えるならばそのまま。その下の適正配置の考え方の右側にある「存置の目安を下回る学校を対象校として位置づけるのか、児童数を増加させていくべき対象とするのか」。これはよい表現だと思っていますので、ここのところで補っていただいて、「理想とする」ということでよいと思います。

副会長 存置の目安の数は、25人×6学級150人程度をぜひ目指していこうということで、残すということでもよろしいでしょうか。統廃合の対象校については、今委員から出ましたが、「存置の目安を下回る学校を単に統廃合の対象校として位置づけるのではなくて、児童数を増加させていくべき対象とする」ということが大事であるというようにことになりますか。弾力的に考えていく必要があるということです。

それでは、統廃合も含め適正規模については弾力的に考えていくということで、存置の目安としては25人6学級150人程度と。ここは次長からありましたように、150人を下回ると1桁の学級が出てくるともありうると考えると、新宿の子どもを集団の中で豊かに育むにはかなり無理があるのではということ、結局25人6学級150人、最低そこだけは目指していこうという形でまとめさせていただこうと思います。小学校のほうは適正規模については1学年2学級～3学級ということでもよろしいですか。

それでは続いて中学校の説明をお願いします。

事務局 資料をおめくりいただいて2ページです。本日のメインテーマで、真ん中の欄が全て空欄になっていますのでよろしくお願いします。まず選択制と適正配置を分けてやります。選択制については現行左上にある、自由選択制と。学校ごとに受入可能数を設定しており、(受け入れをしない学校はない)ということで、キャップ制は今は導入しておりません。第4回協議会の方向性はまだ出ていないということで、第3回までの主な意見をそのまま読みます。「学校のカリキュラムや魅力よりも、友人関係、進路先、部活の3つが大きいというのが現状」というのが一点、二点目「区全体の生徒数を考えると、4学級を上限とすべき」、似ていますが「キャップ制の導入について検討が必要」。最後「35人以下学級や生徒増の影響を受けるのはかなり先になる。その時期に小学校と同様の対応をとるべき」ということでさまざまなご意見をいただいております。あえて整理をさせていただくと、小学校でご議論いただいたような形の見直しの方向性でいくのか、小学校は小学校、中学校はまた別ですという形にするのかが大きな論点かと思えます。

副会長 選択制に関してはいかがでしょう。小学校は隣接区域ということで数的にキャップ制を敷いていこうということではほぼまとまっていますが、中学校については現在は自由選択制ということで学校ごとに受入可能数を設定してきたということで、今後の生徒数の変遷についてはまだ十分検討が必要だと思いますがどうでしょう。

委員 中学校の校長会での大方の意見としては、義務教育である中学校までは地域の子

ども達は地域の学校で育てていこうというのが大原則です。それはいわゆるコミュニティスクールにかかわってくることだと思うのですが、それと学校選択制をどういうふうにしていくかということが一番難しいところではないかと思っています。保護者からの意見を見てみると、80%以上の方があったほうがよい、できればあったほうがよいと毎年思っているのですが、保護者の方から見てみると、学校を選択できるほうが自分の子どもの希望にあったところを選択できるので、それはよい取り組みだと思います。

反対に学校としてはどうかというと、選択制で人数が決定するときに、少ない学校についてはさまざまな学校経営上困ることが生じてきます。例えば生徒数が減るので教員が減ります。具体的に学年3クラスで9クラスになると、どうしても欠員教科といって教科の教員がいない教科、例えば技術や家庭の担任がいないという学校が生じてきます。すると教科担任制の中学校としてはなかなか難しい面があります。それが余計に生徒の希望が減る原因にもなっています。もちろん災害時の安全面を考えると新宿区は全部オープンですから、新宿区内から電車通ってくる子どもが多くなるという、災害時のことがあります。また、私立とも勝負しなければならぬので、そういういろいろな取り組みは人数が少ないとやりづらいということがあります。さらに開設できる部活動の数も、教員数が減れば当然減ることがあります。そういうことが、選択制で選択されなくなって人数が減る学校のデメリットです。

では教員として、選択制は学校としてはよいところがないのかというと、選ばれる学校として選んでもらっているわけで、その子のために一生懸命頑張ろうという気持ちであるのは事実です。選ばれた学校になったというのはとてもうれしいことなので、来てくれる子どもたちについてはとてもよい教育をしていこうと思うところはたくさんあります。だから、地域協働学校と学校選択制の絡みが難しいところではないかというのが現状です。

副会長 中学校の校長会としてはそういう思いを持たれているのが実際だと思いますが、それでは中学校のPTA会長。

委員 基本的に中学校は小学校と違うというのは感じていますし、年齢も高くなっていますから遠くから来ても大丈夫だったのが今までで、震災があって少し考え方が変わってきたかなということと、私立の受験に失敗して、学区にこないで隣の学区にいくという子ども結構います。その辺は家庭の事情があるのだろうなど。基本的には地域の中で子ども達を育てていきたいと保護者も思っていますし、地域の中だったら悪さをしてでも注意ができますが、遠くから来ている子どもは保護者でも分からないので注意のしようがないというのがあります。管理的な部分でいけば、地域の中でというのが大事なところでのコミュニティなどが子どもの成育上必要な部分ではあるのかなと。

例えば保護者についても、まったく知らないところで保護者会に参加しづらいと
いうことがあります。あえて選んだのだから保護者会に来てよと思いますが、行き
づらいから行かないと。子どもに何かあった時に対応が難しくなっているのは
震災だけではないです。少し反抗的な態度をとるようになってしまったときに、う
ちの子なのかどうか地域の人が分からなかったりします。制服を着ているわけですが、
声をかけづらいというところでは、少し難しいことが増えてきているというのが
育成会などで見回りをしているところでは、

学校の中だけでの接点と考えると、子どもの中だけでの接点なので、保護者とし
ては子ども達の仲がよければそれでよいという部分はあるのですが、現場がどうな
のかなという部分でいけば本来は地域の中で、というのが地域協働学校の中では望
まれています。だから基本的に遠くから来るのであれば、来るなりに覚悟を決めて
きてほしいと書きたい、というのが地域協働学校の中で意見として出ています。選
んでくれてありがたいけれど、選んだ以上はそれなりに関わってもらおうというこ
とを条件にしようかという話が少し出ています。中学は子どもがちょうど反抗期にな
っているのが難しいです。

副会長 委員の最初の話の中で、学級数に応じて欠員教科が出てくるというのは深刻な問
題です。ただ、選択制でなくてもそういうことは起こりえますよね。学校選択制を
敷くことによってそれがかなり増幅している部分があるということでしょうか。

委員 今の欠員教科が生まれてくるというのは学校選択制での人数に限らず、生徒数が
減ることによってクラス数が減るわけですから、それで生まれてくるということは
当然あります。それがさらに学校選択制で生徒が他の学校を希望するようになると、
また少し人数的に減ってくるので、その可能性が高くなるということはあるかもし
れません。ただ、この学校選択制を例えばなくしてしまうと、また新たに難しい面
が出てきます。例えば新宿区内でこの部活はこの学校にしかない、小学校でも一生
懸命やっていて、それが活かされないのかということとやはり活かされる学校に行っ
てほしい、その子の希望をかなえてあげたいと思うことを考えれば、教育上新宿区内
であればどの学校でもよいということは残してあげたいと思います。

また、友達とのトラブルなどがあって、なかなか人には言えないがこっちの学校
を希望したいという方もいらっしゃると思うので、そういうことの配慮も必要かと
思います。さらに、もしなくして指定校変更制度を利用して違う学校に行きたいと
いう方が多くなってくると、指定校変更の決定が2、3月とか、非常に遅いです。
そうすると、学校の生徒数が決まらないので教員の異動にも関係してきますし、そ
れのほうが困ります。学校選択制は10月末で集計して決まってくるから、まず人
数的なものを読むのですが、2、3月に決まるような形であると学校経営上は非
常に難しくなってしまうというのがあります。

委員 質問です。地域協働学校というところでPTA活動は大事だと思うのですが、地元

の方と選択してこられた方の PTA 活動の熱心さについて主観で結構なので教えてほしいです。また、この部活がありますよといったときに、その先生が来年出るという可能性があります、その辺人事異動に絡んで言うに言えない部分があるわけですが、その辺悩みはないですか。

委員 PTA は他の委員さんにお任せして。部活の顧問の異動についてはあります。例えばうちにしかない部活動に入りたいということがあるのですが、その部活の顧問は期限もいっぱいなので異動するだろうなということがあると、保護者に言えません。そうすると学校に入学してはじめてそのことが分かり、存続についてどうするかと保護者の方は思うので、そういう難しい問題は毎年あります。教科の教員が異動してくるわけで、部活の教員が異動してくるわけではありませんから。たまたま国語をやっている先生が異動して、国語のソフトボールをやっている先生が異動してくるということはまずありえないです。教科も一緒だということはまずありえないので、選択をしてくる保護者にとっては裏切られたかなというイメージでとられるのではないのでしょうか。だからといって早くから顧問は異動しますよということは当然言えないわけですから。それは悩みです。

副会長 地域協働学校と部活の関係、例えば教員任せではない部活のあり方といったことは地域協働学校の中では四谷中あたりはどうなのでしょう。現在すぐどうこうではなく今後のことで。

委員 現在大変です。テニス部があったのですが、硬式テニス部は新宿区では2校しかありません。新宿西戸山中と四谷中です。四谷中の顧問だった先生が落二中に行ってしまったので、テニス部の顧問がいなくなりました。何年か前に卓球部の顧問の先生がいらっしゃらなくなったときに保護者が活動して、「なくさない、増やさない」というのを四谷中はやっています。その代わりに一つの部に3人の顧問の先生を用意して、先生達が順番に試合に立ち会わなければならないという難しい点があり、人がいないと試合に出られないということで保護者が代わりに委任状をいただいて行ったりといろいろな形でどうにかしました。本当に「増やさない、減らさない」と言っている先生の数が減ってしまったらそうもいなくなってしまうところで来年四谷中は検討しているところです。テニス部も存続するにあたって、話が違ふという保護者も出てきているわけです。

基本的に部活動が難しいのに一生懸命やってきたのが崩されてしまうということで、コーチの手当てをぜひ増やしてほしいとここで声をまた大にして。先生だけでなく指導者を地域協働学校の中で支えていかなければならないというのは来年の課題になっているかと思います。地域で支えるにあたって多少の謝礼は発生しているというのが現状なので。今テニス部は月火木金土と5日間やっていて、顧問がいなくなっても頑張って新しい顧問の先生が支えてくださっています。その辺も協働学校の中で支えていかなければならないというのは課題です。

もう一つ、協働学校の PTA の熱心さですが、PTA はなかなか追いつかない部分があります。立ち上げるときは田中会長で、前の会長ですが元々地域の人なので選りすぐりの PTA 会長でした。四谷第三小の統合の頃からずっと四谷小の地域で、そのまま四谷小の会長になったという地域に根ざした方ですから、地域協働学校をどうやったら地域に根付かせられるかということ課題に頑張っていました。私も田中さんと一緒にいろいろなことをやってきているのでついていくことはできていますが、来年私は卒業なのでどうしようかと。卒業しても残りますが、現役が一番学校に近いので、そこをどう繋げていくかということでこれから選考委員会を発足して考えていかなければいけないところです。

地域の誰を選ぶかということでは、意見の持っていく方も違うと思います。小学校と中学校では立場が違いますから。小学校はどちらかということ応援団で子どもたちを支えられる人が集まってくればそれでいけたりするのですが、中学校はカリキュラムや学校の授業についても少しかかわっていかなければいけません。年間プログラムのところから職業体験ということも入っていて結構な負担率があるので、この負担率をどうやって次の世代の PTA に繋げていかなければならないのかというのを今最後の課題として取り組んでいます。

育成会の会長も入っていますし、四谷は全部に浸透している部分はあるので、それなりに活動していますが、育成会はこれから2つ、3つのところを抱えた中学校は大変だろうなというのは考えられるところです。学校の手伝ってほしいと思うところと、待ってましたと地域がかかわってあげたいと思うところが一致すればよいと思うのですが、それを繋ぐのが PTA だったりスクールコーディネーターだったり、学校も大変なんですよということを通訳してくれる仲介人がいてはじめて協働学校は成り立つかなと。まだ学校にやってもらおうと思う地域の人もいるので、その辺も学校もこんなに大変なんですよ、子ども達 300 人をこうしていかなければいけない年間予定が決まっています急に言われても無理ですよという部分での通訳者が、一人でもいれようまくいくのかなと感じています。

委員 補足です。部活動のことで言えば、部活の顧問が異動すると管理顧問がついてコーチを、という形で存続は可能ではないかと皆さん思われるのですが、保護者の皆様の希望というのは学校の顧問がついて毎日練習してほしい、土曜日や日曜日でも交代で練習するのですがそれだけでは駄目で、日曜日でも一日やってほしい、半日では駄目、朝練もやってほしい。強い部活になればなるほどそういう期待が大きく、管理顧問になっても土曜日曜朝練に来なければならなくなるということがあるので、安易に引き受ける教員が少なくなるということは事実あります。ただ技術的指導のコーチをつければ済むという問題ではないというのが一つです。

それから、PTA 活動で区域外の方が協力的かどうかについては、私が見ている現状の中では一概にどちらとは言えません。とても協力してくれる方もいらっしゃる

ますし、なかなか顔を見せられない方もいらっしゃると思います。一概にどっちということとは言えないと思います。

副会長 今お話を伺っていて、選択制は単純に数のことだけではないということが理解できてきたと思います。そういうことを念頭に置かないまま、保護者の方は部活を含めさまざまな条件があるのかもしれませんが選択をされている傾向は、なくはないのだろうと思います。アンケートの中にはさまざまな意見が出てきますが、内情に関しては今お二人の委員が出されたことが実態なのだと思います。その中で今後どうしていったらよいのかというのはある程度方向性が出せるとよいかと思うのですが、お話しいただけるでしょうか。

委員 少しお伺いしたいのが、現在自由選択ですが中学の場合クラスが不足するという段階には入っていないのですか。

事務局 教室は大丈夫です。

委員 それから、先ほどの欠員教科が出るというところですが、それは今講師の方でまかなっているのでしょうか。

委員 そうです。

委員 そのあたりがやはり、子どもたちは教育を受ける義務があるのですから欠員教科が出ては、と懸念しているのですが、できたら講師ではなく、同じような教育を受けられるとよいかなと思います。講師が悪いわけではないと思うのですがきちっとした専科の先生のほうが。そのあたりがなんとかならないのかというのがあります。今度震度5弱で中学校も全員保護者が引き取りという形になりましたので、そのあたりで少し変わっていくのかです。中学校でしたら親御さんもあんまり心配しないで、時間をかけて行けばよいと思われるかどうなのか。そういうことで、距離が遠くなると困難になるのでなるべく近い学校に入れようと思っていただけるとよいと思います。それから、キャップ制の導入についてですが、なんとかそういうことをキャップでかけられないかと思ったのですが、部活で選ばれているお子さんがおられることを考えると、一概にキャップをかけてしまうというのもどうかなと思いました。

副会長 欠員教科については基準ですので選択制だけの問題ではないです。これを全部区採用の教員で埋めるというのは難しい状況にあるということです。いかがでしょう。

委員 この協議会が教育環境ということで、人数がもっともっと大きな部分になってしまおうと思います。「部員数等の状況により変更になる」と書いていますが、実際は部員というよりは顧問の教員の異動により部活動の担当がいなくなってしまう変更・廃止になる場合があるということで、大きな問題だなと。

夕方、近隣の中学がたまたま部活動をやっている時間に行くと、生徒が自立してやっている風景をよく見ます。要は大人が教えるのではなく、最後も集まって先輩だか部長だかが挨拶をして帰っていくというシーンをよく見て、生徒だけで自立し

ている印象を受けました。そうやって先輩が後輩にと繋いでいけば存続していくことも可能かなど。もちろん種目にもよるでしょうが先生に依存しないで、先輩が後輩にと指導していけるような雰囲気が根付いていけばそういう心配もなくなるのかなと思いました。

あと、対外試合のときについていく大人ということで、なんとか保護者がやりくりする、たまたま先生が異動したからその部がなくなってしまうというのは本当に気の毒だなと。私立区立含めて新宿区には2つしかない部活などがあるわけですが、そういったものはぜひ存続させたいです。今の適正配置とは違う話ですが、そういうことでなんとか部活を維持していける雰囲気づくりはしていけたらなと思います。

副会長 やがて中学校になられる委員は、いかがでしょう。

委員 小学校とは違うのだなということを、お話をきいていてつくづく思いました。私も中学校では部活をやっていて、高校は全国に行くくらいのところに行っただけですが、実際担当の先生がいなくなって、学校にいらした全然経験のない先生がソフトテニスを見よう見まねでやっていただいて、それで盛り上がり高校にも何名か行くようになっていました。だから決して経験した先生がよいということではないのですが、なかなか入り込んでいきにくい部分はあると思いますので、やはりサポート等、それぞれPTAでしていただいてなんとか頑張ってほしいというのが希望です。

事務局 3時44分ということで、今学校選択制をやっています。終わった後、規模、配置、通学区域、適正配置の情報の共有化ということで。その他の中間のまとめの意見も伺いたいなど。

副会長 大切なのはこういうことをもって選択する側に知ってもらうことなのかと思います。部活を選択する、あるいはどこの学校を選択する。それが地域協働学校の中でそれなりの力を発揮してもらわないと、選択すればよいのだ、自由選択制だから選択する権利が保護者側にあるのだということだけではないとどう分かってもらうかが大事な気がします。数等については、現状推移を見守っていかざるを得ないのではないかと思います。適正配置、適正規模についてはいかがでしょう。事務局から説明はありますか。

事務局 規模と配置について。ここに書いてある通り、答申では「12学級が適正規模、当面は9学級以上の確保を目途としたい」というのが平成4年の話でした。数値的な現況を申し上げますと、中学校は現在83学級あります。10校ですから平均8.3学級というのが今の数字です。それで、平成4年当時はこういう形になっていると。今までの意見としては、「6年間で（生徒数の）大幅増は想定されないため、答申の考え方はそのままよい」、あるいは「教科担任制という視点からも1学年4学級は」要は12学級ですが「ほしいが、12学級の学校がないのが実態である」ということで、一番大きいのは西早稲田中と新宿西戸山中の11学級です。それを超える学校がないのが現状です。

それに対し適正配置ですが、1学年2学級、つまり学校で6学級を下回るころは早急に統廃合を検討したほうがよいと平成4年当時の答申に書かれています。それに対して第3回までは、「必要最小限の適正配置は避けられないのでは」という意見があり、「35人以下学級をもし中学校に導入すれば学級数は増える」という期待がここにあるのですが、現状中学校の35人以下学級は予算要望すら来年はないので、ないという前提でご議論いただければありがたいです。最後に繰り返しになりますが、中学生の子ども数は公立の進学率がそのまま変わらないという前提でいけば、10年間近くは少しずつ増えていきますが急激には変わらない、でも減らないというぐらいでご議論いただければと思います。適正配置のところは1学年2学級とありますが、いわゆる学校で6学級です。ここまでの学校は今現在2校あります。

副会長 ある程度の方向性を出しましょうと言いながらですが、学校選択制についてはどうでしょうか。簡単に、先ほどちょっとお話した、選択する側に少しこういう選択制への協力を得られるような周知も必要なのではないかとということが1点と、実際に選択制を即廃止するのは話が出ましたように難しい状況があるということを見ると、現状を維持しながら推移を見守るしかないかなという気もしているのですが。

委員 相変わらず現場第一ということで、先ほど指定校変更も大変で、実際自由選択制のほうがよいのかなと感じました。基本的に、先ほどの部活のことについても、「こういうことで困っているのだからこういうことに協力を得られるのが条件です」のようなどころを絞って、選ぶにあたってお願いしていくということをお願いしたいと思います。

委員 現状での廃止はなかなか難しく、指定校変更の流れればもっと大変ということがあるので、理解をしていただいて、協力してもらおうということを徹底していただく必要があると思います。

副会長 それは学校案内、選択制の案内等に導入することは可能でしょうか。

事務局 検討させていただきます。

副会長 選択制を導入する中で、選択する側が権利として、選択すればどこへでも行けるんだという考え方では、新宿の学校をよくしていくことはできないと周知をしていきたい。選択をする以上は一緒につくっていくんだという姿勢を啓発していくことが大事だと思いますので、よろしくをお願いします。適正規模、適正配置についてですが、適正規模については12学級、当面は9学級以上の確保を目途ということで、平成4年答申には出されていたわけですが、このことについてはどうでしょう。

委員 12学級程度が必要という4年度の答申については現状ではないので、これを残すことは難しいだろうと思います。だから、12学級程度が理想です。先ほどいった教科担任制についても理想ではあります。当面は9学級以上、ここも平均8.3学級で下回っているのだから、文言を変える必要があるかと思いますが、現状では9学級に近い

ところで維持してしばらく生徒数も変わらないので、現状を見ていくという
ことで維持していく必要があります。

適正配置のほうまで話をすると、ここも同じように1学年2学級を早急に検討と
なってしまうと、単学級のところがありますから検討する必要が出てきてしまうの
ですが、今新宿西戸山中ができて10校になっています。これから9校8校になると
いうことは、学区域・通学区域を考えても難しいところがあるので、ここ数年は10
校で維持していくのがよいのではないかと思います。

副会長 第3回までに出てきた意見の中に、「6年間で大幅増は想定されないため、答申の
考え方はそのままでよい」という考え方と、「教科担任制という視点からも1学年4
学級はほしいが、12学級の学校がないのが実態である」と。12学級というのは何が
根拠かという、教科担任制の中で教員を確保できる最低の数ということで出てき
ているのではないかと思います。実際にはそれが満たされていません。そこで、
12学級が必要だから数を増やせということではなくて、今お話があったように12
学級が欲しいという願いがここに込められていることになるでしょうか。

次長 現実に12学級を上回る学校がないというのは事実ですし、それを言ってもという
のはあるのですが、どこが理想かを示しておかないと、現状が理想通りなのかそう
でないのかの評価が分かりづらいので、示したほうがよいのではないかと思います。
もう一つ、1学年2学級を早急に検討するのはまずいのではないかとのご意見に
ついては先ほどの教科担任制、部活の問題を考えると、ただ単に学校数を今まで通
り維持するというだけでは今後問題が出てくる可能性があり、やらないとなると縛
ることになるので、実際取り組むかどうかは別として残しておいたほうがよい気が
します。

副会長 次長が話されたことはよく分かるのですが、12学級程度が必要ということにする
と、12学級を満たしていないから何らかの対象にせざるを得ないとなり違うかなと
いうことで、「12学級程度が理想」という文言を少し変えていく必要があるのではな
いかということですか。

委員 小学校と合わせて両方理想で、適正配置も少なくなったところは増やすというこ
とで、小学校と同じにしていただけると助かります。

事務局 理想ということ言葉を置き換えると、適正規模はこうなんだという整理によろ
しいでしょうか。

副会長 適正規模はこうなだけけれど、実際にはそうではない、そうではないからすぐ何
らかの統廃合の対象にするということではまったくないということです。

委員 理想という単語はないのですね。

事務局 諮問事項が適正規模、適正配置となっているので、我々としては適正規模として
はいくつなんだということでお出しただけるとありがたいです。

委員 150を下回った時の対策というか、要は300、400、500いつている学校があるわ

けですから、そこから何らかのキャップで増やそうということでした。中学の場合は、人数が減った場合はどこからどうしたらよいのでしょうか。

次長 その意味で、当分適正配置をやりませんという、子どもが減った時にどうするということになります。平均が9学級を割ってしまっていますから。10年間は横ばいでその後は増えるでしょうが、実際に偏りが出てきてしまえば、ひょっとすると6学級を割る学校も出てくる可能性があります。子どもの数の限界という部分がありますから、それはその時々の子どもの数を見て判断するしかなく、あまりやらないという形では縛らないほうがよい気がします。

副会長 望ましい適正規模というのが12学級ということではよろしいでしょうか。これが必要と書くかどうかは別ですが。

委員 12学級程度で止めておけば。

副会長 「12学級程度を適正規模と考える」。適正規模については12学級程度でよろしいでしょうか。根拠は何かというと、1学年4学級というのが教科担任制ということを含め、全ての教科を揃えるということも考えた上で、12学級が適正規模であると。実際適正規模を全部の学校で実施するというのは新宿では非常に困難ですので、あくまで適正な基準規模を考えていますと。

委員 必要が外れるのですよね。

次長 書き方の問題だと思います。12学級程度が適正規模だが、実際の新宿の子ども数からすると当面は9学級以上の確保を目途とする、という書き方ではないでしょうか。

事務局 おそらく小学校では存置の目安というのが名前的にも分かりやすいが、中学校ではそういう名前がないのが分かりづらいと思われます。それに近いのがおそらく平成4年答申で言えば「当面は9学級以上の確保を目途とする」ということで、逆に言えば12学級に満たなくても9、10、11学級であれば現に今までも統合しなかったわけですから、平成4年当時はそういうことだったのだらうと思います。

一つ説明が飛んでしまったのですが、現在中学校は10校あります。そのうちいわゆる統廃合、適正配置をしたのが5校、していない学校が5校で、半分は適正配置をした現状があります。

副会長 適正配置についてですが、4年度では1学年2学級は早急に検討ということになっていましたが、このことについてはどうでしょう。

次長 先ほど申し上げたことで誤解があるのではないかと思います、先ほど委員がこのあたりを削除したほうがよいのではないかとおっしゃったので、全部削除すると今後支障があるかもしれない、例えば「早急に」だけは削る程度でよいかと思うのですがどうでしょう。「早急に」とやってしまうと、2学級になったとたん統廃合ととれますので。検討はしたほうがよいのでしょうか。

副会長 委員が先ほどお話しした10校で維持というの、こうすると全く手がつけられな

くなってしまう危険性もあるので、10校に限定するというのもしないほうがよいだろうということですか。

委員 私が言ったのは削除するというのではなく、現状の10校でしばらくの間はいけるだろうという話です。ここには何かしら書かなければならないと思うのですが、現状としては9校8校で統廃合を考えずに数年はいけるだろうということです。ここに全く文言を書かないという話ではないです。

副会長 適正配置について状況に応じて個別に検討せざるを得ないということは、検討するという形で文言を残すことになりますか。先ほど小学校にあった存置の目安以下になったらすぐ統廃合の対象にするとか、適正配置を検討するというのではなくて。

委員 事務局に質問ですが、1学年2学級を早急に検討となると、現在1学年2学級のクラス数を持っている学校は先ほど言った2校だけですか。

事務局 いわゆる6学級までの学校というのは2校です。平成4年の答申の時点と今では、人口トレンドで行くと平成4年ではどこまで減るか分からないというのは確かにあったかもしれませんが。現在は中学校の場合は増えず、10年ぐらい経たないと人口増の効果はでてこないということがある反面、減るかという微増というか横ばいということで、人口トレンドは少し違うのかなと認識しています。

副会長 今の質問の中で、1学年2学級というのは学校6学級ということではなくて、7学級8学級の学校もあるということですか。

委員 そうです。

事務局 具体的に言うと一番小さいのが5学級、次が6学級、一番大きいのが11学級です。ここで言っているのは1学年2学級ですから、6学級を下回る学校は平成4年当時は早急に検討すべきというくだりになっています。現に、統合しています。

委員 では私の認識が間違っていたのですね。1学年2学級というのは、学校で3学年で6学級という意味だったのですか。ある学年は2学級、ある学年は3学級4学級になっていても検討しなければならないという意味かと私は思っていたのですが。

事務局 答申を見ていただいたほうが早いかもしれません。答申をお持ちの方、13ページをご覧くださいませ。答えはあまりがちとした形では書いていません。13ページ真ん中に<2 中学校>というのがあり、そこの(1)中学校の統廃合にあたっては、教育環境の向上に配慮するとある次のアです。「1学年2学級規模の学校については、早急に隣接校との統合を検討する」ということですから、各学年の詳細は書いておらず、目安として学校として6学級を満たさないようなところを主に想定していると。大まかな考え方です。

副会長 きちとした数はこの文言からは出てきません。ただ、1学年2学級規模の学校と言ったときには6学級を念頭におくかなということは感じます。「1学年2学級の学年がでた学校については」という文言ではありません。1学年2学級規模という

ことになると6学級の学校と読み取れるかなという感じがします。そう考えると、6学級以下の学校は2校あるわけですが、「早急に検討」という文言に関しては抜いてもよいかなということですね。

委員 事務局に一点確認したいのですが、小学校は25人とか150人とかの数ですが中学校では学級数という表現の違いは何か理由があるのですか。

事務局 一言で言えば教科担任制です。学級数によって先生が配当されるのが全然違うので重視せざるをえません。ちなみに先ほどの答申10ページに、教員配当の例があります。15学級のところだけ今基準が違うのですが、それ以外は基本的に一緒なのでこんな感じです。

委員 西新宿中と牛込第二中ではないですか。西新宿中が5学級で統廃合が終わっているところで、これ以上統合は難しいですね。

事務局 淀橋地区については地理的にもそれ以上は難しいのではないかと平成4年の時点でも書いています。

副会長 適正配置で1学年2学級を早急に検討ということを残すと、今の話が出てくることとなります。統廃合した学校もそういう対象になるということですので。そのあたりをどう考えるかです。

次長 先ほど答申にあるとお話ししていますが、淀橋地域唯一の中学校になるのでこれ以上減ってもとは書いてあります。基本的にはそういうことだと思っておりますが、先ほどの先生の配置の問題、部活の問題等をいろいろ考えると、逆に保護者の側、あるいは学校経営上からやってくれなければ困ると声が上がることも十分考えられます。だから、あまりここはこうだという決め方はしないほうがよいのではないかといい気もしています。

副会長 こうだということではないようにすると、1学年2学級規模の学校については、地域事情等を勘案し検討するという程度。

次長 というような気がします。

委員 確認をもう一回させてください。小学校の25人、150人というのはグループ学習や男女比などの理想的な人数の下限ということからきていたのが、中学校ではということよりも人員配置のことから来ざるをえないということですね。例えば1クラスでも、ちょうどよい人数配置であれば学校としては十分よいと思うのです。ただ、それだと人員の配置がないからということで、教員確保のためにそれだけのクラス数が必要になっている現状があると捉えてよいのでしょうか。

次長 教員配置の問題だけではなく、教員配置の問題も加わるとい程度のご理解でいたほうがよいと思います。やはり社会性の問題、部活の問題が大きいこともあるわけですね。

委員 もちろんそう理解していますが、この場で小学生は最低25人は必要だね、では中学校は何人だったらよいのかという議論がなかったのを確認させていただきました。

副会長 人数についての検討は必要ですか、委員。

委員 例えば 41 人だったら 2 クラスになるので 20 人ずつのクラス。そうすると、前にもお話ししたと思うのですが体育は男女別にやっていて、その半分だと 10 人ずつという人数になります。そのほかのいろんな活動も、中学校になると男女で分かれての活動があることを考えると、男子女子の人数と合計した人数というのも少し考える必要はあるかと思うのですが。クラス数にも影響するところはあるので、どっちとも言えないでしょうか。でも、理想的な人数は考える必要があるかと思います。

副会長 先ほどお話がありましたように小学校ほどはこの人数で、ということは規定しなくてもよいと言えるのかなという気がします。もちろん最低人数は確保しなければいけないのですが、この人数で何人という形で規定することは難しいかなと思います。35 人以下学級が来年度はとても無理だという中で、もう少し国のほうの推移も見なければならぬということがあり、今 1 学年 2 学級程度の規模の学校については地域の事情により適正配置を個別に検討するという形でまとめてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

委員 それでよいかと思うのですが、ただ地域だけではなく、そこに教育環境を加えて検討ということにしたほうがよろしいかと思います。

副会長 学校の校舎、校地の問題も含めた教育環境を考慮して個別に検討したいというようなまとめ方で、事務局のほうで整理してください。あと 10 分程度なのですが。

事務局 中間のまとめの起草をどうするかという手続き的なことを先にお話しさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。今までご議論いただいて、見えてきた方向性等について、次回の協議会のときに中間のまとめのたたき台を作成して、それを元に議論をお願いできればと考えております。そうすると起草が必要なので、自薦他薦問いませんので、どなたかご提案はございますか。

自薦はないということでもよろしいでしょうか。それでは、会長がいらっしゃらないのですが事務局も入りまして会長副会長に起草をお願いし、次回中間のまとめのたたき台をお出ししてご議論いただくということでもよろしいでしょうか。

～委員同意～

副会長 それでは次回までに会長とともに起草させていただくことにします。今回は中間のまとめのたたき台を基に議論させていただくことにしますが、そのことについて何かありますか。

事務局 通学区域を確認させていただいてよろしいでしょうか。それでは 2 ページの一番下、通学区域については前回概ね方向性は出ていたのではないかと記憶しています。まずは方向性ですが、「抜本的な改正は慎重にすべきだ」というのは原則で、その上で「普通教室が不足するという事態が生じる場合は個別にやらなければならないでしょう」ということです。それから、先ほどからご議論のある「小中学校や出張所管轄の整合性がとれていない部分」、確かにあります。こういったところについては、

「これは課題だ」という認識を持つと。その上で実際の検討としては、普通教室が足りなくなることに比べれば、「中長期的な課題」ということで位置づけたらどうかというのが前回の方向性だったと思います。

副会長 次回は12月13日2時からということで、場所はここよろしいですか。

事務局 隣が会場です。帰りにご案内します。

副会長 確認だけさせていただいた上で通学区域について少し意見交換をしたいと思いません。何かありますか。

委員 方向性についてお話がありましたが、これはすぐに変えられるものではないと思います。今までの経緯、地域性などがありますので慎重にしていかなければならないだろうと思っております。ここに出ていますように「普通教室の不足が見込まれる場合は検討する」、ただ検討するのは課題ですがどう検討するかは思い浮かびません。課題については話し合っていけばどうにかなるのかなと思います。

委員 私も基本的な方向性、前回話し合われた方向性でよろしいかと思えます。通学区域をいじるのはいろいろな面で大変だと思うし、精力的にもうまくまとめていくのは難しい問題かと思えます。その問題のあるところを何か変えられるのであれば、この方向性でよいのではないかと。

委員 結論からいうと皆様方と一緒にいじるのは無理かなと。ただ、先ほどの選択制に話が戻ってしまうのですが兄弟姉妹枠がやがてなくなったとして、やはり学区域をいじりたいかなと思うような幹線道路や鉄道を超えての選択希望者は、ある程度プライオリティを上にしてもよいのかなと思います。

委員 私も第4の方針でよいと思えます。

委員 私もこちらの方針でよいと思うのですが、もう一度理解しておいてほしいのは、例えば落合地区などは落合第一小のところのど真ん中で真っ二つに分かれていて、落合第二中と落合中のほうに行く学区域になっています。小学校の子どもたちは同じ中学校に進学したいと思っても、その区域割ではど真ん中で分かれている現状があると、どうにかして小学校と同じ枠組みにしたほうが教育上の配慮があるかなと思うのですが、とても難しいというのが現状です。どうにか見直しはしたいけれど難しいだろうというのは思っています。ただそういう課題があるということは認識したほうがよいです。

委員 一つ伺いたいのですが、今ど真ん中で分かれていますが、落合第一小のお子さんで、ど真ん中で分かれているのでこっちを選択するというお子さんはたくさんいらっしゃいますか。中学校の場合は部活で選んだりするのでどうなのでしょう。

委員 基本的には学区域のところで分かれます。ただ、今お話があったように部活で多少入れ替わりはあります。ただ、毎年落合第一小さんに聞くと大体半分半分になるようです。

委員 例えばそれが真ん中で分かれていて、反対側に行きたいんだけどもという選択

は、たくさんはないのですか。

委員 それは学校選択制があるので、うちの学区域でも落合第二中に行きたければ行きます。

副会長 四谷について。数年後かには教室数が不足するかもということも考えられます。今選択制の対象になっていますが、学区域の児童数が現在の施設では賄いきれなくなる可能性が出てくるということですが、そのあたりは何か。

委員 行政は逆にどうされるのか伺いたいぐらいです。

副会長 通学区域については皆さんから意見が出たようにいじるのは適切ではないのかなと。ただ、学区域の児童数に対して実際に教室数が足りなくなることが起こってきたときに、それに対する効果的な対策は行政として考えていく必要があるということとは言えると思います。

次長 具体的には決めていませんが簡単にお話しさせていただきます。基本的にこの協議会で急いでいただいているのは四谷地域の問題があります。キャップをすることによって四谷小にあまりにも集中しないように、その他に選択肢として考えられるのはハード的にどのような手が打てるのか、あるいは通学区域です。先ほども通学区域をいじるのはなかなか難しいという話がありましたが、背に腹は変えられないということはあると思います。では、どこをどうするかというやり方は皆様が想像されている方法だけではなくていろいろなものがありますので、それは考えることになると思います。あまり予断を持たずにいただければ。

いずれにしても通学区域のお子さんが通学区域の学校に通えない事態はないように教育委員会としてやっていきますので、そこはご安心いただければと思います。

副会長 時間になりましたので終了させていただきます。ありがとうございました。